

# 東武会 NEWS

東武会NEWS  
No.1909  
平成19年 9月発行

今月のトピック

## 平成18年度 相続税物納申請状況等について

困りごと無料相談会  
開催日程  
(随時追加予定)

1. 物納制度

国税は金銭による納付が原則ですが、相続税については、財産課税の性格上、延納によっても金銭で納付することが困難とする事由がある場合には、一定財産による物納が認められています。

2. 相続税の物納申請・処理等の状況

平成18年度の物納申請は、1036件、472億円であり、平成11年度以後減少。これに伴い、処理は2971件、1869億円、処理未済も1846件、1866億円といずれも減少。

相続税の物納処理状況等

区分	年度	申請	処理				処理未済
			許可	取下げ等	却下	小計	
件数	16	3065	3639	1651	28	5314	5968
	17	1733	2730	1169	24	3920	3781
	18	1036	2094	861	21	2971	1846

区分	年度	申請	処理				処理未済
			許可	取下げ等	却下	小計	
金額 (億円)	16	1288	1899	1151	9	3059	4777
	17	817	1464	835	32	2331	3262
	18	472	1334	525	9	1869	1866

9月 8日(土) 9:00~17:30

和光市 白子コミセン

9月 29日(土) 9:00~17:30

富士見市民文化会館

10月 20日(土) 9:00~17:30

志木市民会館

10月 21日(日) 9:00~17:30

新座市民会館

11月 11日(日) 9:00~17:30

新座市民会館

11月 18日(日) 9:00~17:30

志木市民会館

12月 9日(日) 9:00~17:30

志木市民会館

12月 16日(日) 10:00~17:30

にいざほっとぷらざ

「相続・遺言」の出張勉強会開催中!

4名様以上のグループに出張します。費用はテキスト代×人数分のみです。詳細は事務局までお問い合わせ下さい。

その他各種勉強会出張開催いたします

詳細については、事務局までお問い合わせ下さい。

♡ 結婚契約書 ♡

取扱開始!!

行政書士ネットワーク東武会では、お二人の新たな門出の記念となる「結婚契約書」を作成しております。ご用命は事務局まで。

東武会

“今月の重点活動”

★ 建設業許可更新キャンペーン 実施中! ★

ただいま、行政書士ネットワーク東武会では、地元地域の建設業者様の許可更新手続きを特別価格にてお受けしております。更新間近の建設業者様、この機会を是非ご利用ください。

なるほど!

行政書士

「全国の住民票1枚から」

「振替伝票」

「現金伝票」

「売上帳」に「買掛帳」

本当に面倒な

帳簿付け

「会計帳」に

「決算業務」

これも、業務です。

## 専門業務部 通信

<民事業務部>

<国際業務部>

<陸運業務部>

改正遺失物法 12/10より施行

個人識別情報の提供義務化の概要

整備管理者制度 改正!

『改正遺失物法』が12月10日より施行され、落とし物や忘れ物の取り扱い等が変わります。主な変更点は以下の通りです。

- ① 警察署における保管期間が6ヶ月⇒3ヶ月になります。
- ② 落とし物・忘れ物の情報がインターネットで公表されるようになります。
- ③ 『個人情報』が入ったものは、拾得者が所有権を取得できないこととなります。
- ④ 一定の公共交通機関及び店舗などは、拾得物を自ら保管できるようになります。
- ⑤ 傘や衣類などは2週間以内に所有者が見つからない場合、売却等の処分ができるようになります。
- ⑥ 犬・猫は遺失物法の対象外となります。

新しい入国審査手続として、本年11月23日までに改正出入国管理及び難民認定法が施行される予定です。テロ未然防止のための整備が行われ、その一環として、入国審査時に個人識別情報を利用したテロ対策が実施されます。入国審査時に指紋及び顔写真の提供を受け、入国審査を受けます。尚、指紋及び顔写真の提供を拒否した場合には、入国許可されず、退去を命じられます。

対象者～下記免除者を除く、ほぼ全ての者  
①特別永住者 ②16歳未満の者 ③在留資格外交・公用の者 ④国の行政機関が長が招聘する者 ⑤③④に準ずるものとして法務省令で定める者

自動車運送事業者に選任が義務付けられている『整備管理者』の制度について、平成19年9月10日より以下の改正が行われます。

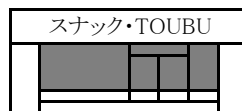
- ①外部委託の禁止  
これまで一定要件の下に外部委託が認められていましたが、改正後は自社内に整備管理者をおく必要があります。(既に外部委託している場合は平成21年9月9日までは経過措置として外部委託が認められます。)
- ②解任命令の効果的発動  
整備管理者の解任命令を発動する要件に変更がありました。
- ③整備管理者の資格要件の見直し  
自動車整備の実務経験について「二輪自動車以外の自動車」と「二輪自動車」の2種類に区別されることとなりました。
- ④整備管理者の補助者制度の明確化  
補助者を置く場合、整備管理規定を定め、当該補助者の氏名・業務範囲などを明確にする必要があります。
- ⑤点検整備記録の営業所への保管

今月の「困りごと」 “困りごと無料相談会”より

当会主催の困りごと無料相談会で多い相談例を、統合整理し掲載しております。



カラオケスナックの営業を考えています。色々許可等が必要とこのことで、よく分かりません。順序よく教えて欲しいのですが。



カラオケスナック等、主にお酒を提供し「遊興」して頂く営業を「風俗営業」と規制上はしています。風俗営業には、この他にも「パチンコ店」や「ゲームセンター」等もあります。何となく「風俗営業」というとかなり際どいお店を想像する方もいらっしゃると思いますが、そういうお店は「性風俗特殊営業」とよんでいます。さてカラオケスナックですが、カラオケスナックは通常「接待飲食等営業2号営業」になります。ややこしい名称ですが、カラオケスナックさんの営業方法は、お客様にお酒のサービスを行って、話し相手になったり、カラオケの準備を行ったりすると思います(主に女性従業員が)。この営業方法が「接待」になるのです。もし、お酒を出すだけで、一切の「接待」に当たる行為を行わなければ、「深夜酒類提供飲食店」になるのです(居酒屋等です)。深夜酒類提供型と2号営業型の大きな相違は「営業時間」です。「深夜酒類提供型」の場合は原則営業時間の規定はありません。しかし「2号営業型」は、地域によって相違はありますが、原則深夜12時までしか営業できません。又この2つの型は同時に取得する事もできません。つまり深夜12時まででは「接待」を行い、深夜12時以降は「接待」を行わないから同時の取得することは出来ないのです。許可窓口は所轄警察署になりますが、その他にも保健所に対しての「食品営業許可」も必要ですし、市町村の騒音防止条例上の届出が必要な場合もあります。

## 行政書士ネットワーク 東武会

事務局の  
ご案内

所在地

埼玉県志木市上宗岡1-17-15  
(内藤行政書士事務所内)

TEL/FAX 048(487)2014

ホームページ http://www.toubukai.net

メール info@toubukai.net

行政書士 内藤 明雄

行政書士 新井 浩

行政書士 関 智一

行政書士 藤田 浩樹

行政書士は法律に基づく国家資格者です。申請書類・相続関係書類などの権利義務・事実証明に関する書類の作成・相談を行なっています。